第三十八条及び第三十九条　削除

［条を削る。］

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要

七　申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ　品質管理の実施に係る組織

ロ　品質管理活動の計画

ハ　品質管理活動の実施

ニ　品質管理活動の評価

ホ　品質管理活動の改善

八　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書

［十・十一　略］

3　［略］

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十八条　法第四十三条の二十第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　使用済燃料等その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

第三十九条　削除

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第四十一条の二　法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2　法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八　［同上］

［一～五　同上］

六　型式設計特定容器等の設計の概要

七　申請に係る型式設計特定容器等の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　品質保証活動の計画

ハ　品質保証活動の実施

ニ　品質保証活動の評価

ホ　品質保証活動の改善

八　［同上］

2　［同上］

［一～八　同上］

九　当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書

［十・十一　同上］

3　［同上］